厚生労働大臣が定める掲示事項

2026.11.1

東北厚生局長への届出事項について

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

入院基本料に関する事項

一般病棟の看護職員配置　（地域一般入院料３）

当院は、１日に８人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と１日４人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝９：００～夕方１７：００まで、看護職員１人当たりの受け持ち数は、７人以内です。

夕方１７：００～　朝９：００まで、看護職員１人当たりの受け持ち数は、１９人以内です。

療養病棟の看護職員配置　（療養病棟入院基本料１）

当院は、１日に９人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と９人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護要員の配置は次のとおりです。

朝９：００～夕方１７：００まで、看護要員１人当たりの受け持ち数は、４人以内です。

夕方１７：００～朝９：００まで、看護要員１人当たりの受け持ち数は、２０人以内です。

当院では、患者様負担による付添看護は認められておりません。

入院時食事療養費に関する事項

当院では入院時食事療養（1）の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降)、適温で提供しております。

明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していくため、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担のない方についても同様に、発行しております。

明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望されない場合は事前にお申し出てください。

保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、長期入院などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

入院環境料

当院は、厚生労働大臣が定める「特別の療養環境の提供に係る基準」により室料を個室と共同室の一部についていただいております。

個室（４１１号室・４１２号室）	１日	１１，０００円	（２室）
個室（３０６号室・３０７号室・３１６号室・３１７号室）	１日	３，３００円	（４室）
冷蔵庫	１日	１１０円	

※病院の都合により、個室料が変動する場合がございます。　（税込）

入院時生活療養費

光熱水費

医療区分１の方　１日/４３０円　　医療区分２・３の方　１日/４３０円

※所得・年齢・指定難病等で負担額変更の場合あり

選定療養費

入院期間が１８０日を超える入院

一般病棟で入院が１８０日を超える患者につきましては、健康保険一部負担金とは別に、選定療養費として入院基本料の１５％相当の負担金が発生します。

なお、詳細につきましては医事課・ソーシャルワーカーまでお問合せ下さい。

ご負担金　　１日につき　１，８１５円（税込）

特定療養費

当院では、以下の項目についてその使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

おむつ用品

○ 紙おむつ（M）	１枚につき　９２円	○ 紙おむつ（L）	１枚につき　１０４円
○ 紙おむつ（S）	１枚につき　９６円	○ 紙おむつ（ＬＬ）	１枚につき　１２７円
○ 尿とりパッド	１枚につき　４６円	○ ﾘﾊﾋﾞﾘ用ﾊﾟﾝﾂM	１枚につき　１１５円
○ ﾘﾊﾋﾞﾘ用ﾊﾟﾝﾂL	１枚につき１３８円	○ ﾘﾊﾋﾞﾘ用ﾊﾟﾝﾂＬＬ	１枚につき　１５０円
○ おむつﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ	１枚につき　５８円	○ 吸収シート	１枚につき　３５円
○ 介護シート	１枚につき１３２円		

文書料

○ 診断書料　　１枚につき　５,５００円　　○ 死亡診断書料　１枚につき　１１,０００円

○ 年金用診断書料１枚につき　６,６００円

（税込）

その他届出事項

（医科）

・療養環境加算　・療養病棟療養環境加算１　・看護補助加算１　・地域支援・医薬品供給対応体制加算１・看護配置加算　・導入期加算２　・透析液水質確保加算２　・患者サポート体制充実加算・ニコチン依存症管理料　・下肢末梢動脈疾患指導管理加算　・酸単　・糖尿病合併症管理料・人工腎臓　・CT 及び MRI 撮影　・認知症ケア加算３　・診療録管理体制加算２・データ提出加算１・３　・下肢創傷処置管理料・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料　・入院時食事療養/生活療養　・糖尿病透析予防指導管理料　・慢性腎臓病透析予防指導管理料　・がん治療連携指導料　・外来、在宅ベースアップ評価料（Ｉ）　・入院ベースアップ評価料 53　・電子的診療情報連携体制整備加算・栄養サポートチーム加算　・腎代替療法指導管理料　・腎代替療法診療体制充実加算　・薬剤管理指導料　・身体的拘束最小化推進体制加算

診療報酬を取得、活用し質の高い医療を実施する体制について

電子的診療情報連携体制整備加算

・当院はオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用しております。

・またマイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

・算定した診療情報の区分・項目の名称及び点数を記載した詳細な明細書を、患者様に無料で交付しております。

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

オンライン資格確認システム等により取得した医療情報を活用して診療を行う他、マイナ保険証利用の促進や電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスなどの医療ＤＸにかかる取り組みを、今後導入し実施していく予定としています。

一般名処方について

当院で発行する院外処方せんの表記方法を一部の薬剤を除き【一般名処方】とさせていただきます。

一般名処方となることで、患者様には、『先発医薬品』と『後発医薬品』のどちらかでお薬を調剤するのか保険薬局にて選んでいただくことが出来るようになります。

医師が薬剤名を指定して処方する場合や後発医薬品が存在しないお薬については、今まで通りの処方となります。

医薬品の安定供給に向けた取り組みについて

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方せんを発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が供給しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがございましたら当院職員までご相談下さい。また医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること、及び変更する場合には患者さんに十分に説明いたします。ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

医療法人盟陽会　泉ヶ丘クリニック